「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業 (伴走支援・横展開事業)」委託要項

> 令和5年3月10日 総合教育政策局長決定

1 趣旨

社会におけるデジタル化や脱炭素化という大きな変革に対応して、働く人が自らの 職務におけるデジタル化に対応するためにスキルアップしたり、必要なスキルを新た に身に付けて、人材不足が見込まれる他の成長分野へ移動したりできるよう支援する ことが重要となってきている。

このため、本委託事業では、別途、文部科学省が大学等に対して実施する補助事業「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」(以下、「補助事業」という。)において、大学等が開発実施するリカレント教育プログラム(以下「プログラム」という。)の開発・実施・拠点構築に対する支援・分析、横展開、その他リカレント教育推進に向けた取組、情報発信を行い、社会人のキャリアアップや成長分野への労働移動を後押しする。

2 委託事業の内容

本委託事業においては、補助事業において採択された大学等が実施するプログラムの開発・実施・拠点構築に対する伴走支援・分析、横展開、その他リカレント教育推進に向けた取組を実施する。

3 事業の委託先

法人格を有する団体

4 委託期間

契約を締結した日から当該年度末までの間で委託事業の実施に必要な期間とする。

5 委託手続

- (1)上記2の事業の受託を希望する者は、業務計画書等を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、上記(1) により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託経費

(1) 文部科学省は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要す

る経費(人件費、事業費(諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額)、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。

(2) 文部科学省は、委託先が委託要項等に違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除 や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 事業の実施に当たっては、委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) この委託事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。) することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託することができる。なお、再委託を受けた団体等はその事業の全部又は一部を第三者に委託することはできない。
- (3) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。

8 事業完了 (廃止) の報告

委託先は、事業が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、事業が完了した日(契約を解除した日を含む。)から10日を経過した日、又は契約満了日のいずれか早い日までに、事業完了(廃止)報告書及び成果物(成果報告書10部、その他事業を実施する上で得た成果物)、その他文部科学省が必要と認める資料について、文部科学省に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された事業完了(廃止)報告書について調査 及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委 託費の額を確定し、委託先に通知するものとする。
- (2)上記(1)の確定額は、事業に要した額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 成果の普及・活用

本事業の実施により得られた成果は、文部科学省及び委託先のWEBページにおいて公開するなどし、全国での活用を促すものとする。また、文部科学省が行う委託事業の成果の活用状況の把握等に協力するものとする。

11 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講じるよう求める。
- (2) 文部科学省は、事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行う

とともに、その効果的な運営を図るために協力する。

- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、 委託事業の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを 実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り 扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ず るなど、必要な配慮をしなくてはならない。
- (6) 委託先は、事業 (廃止) 報告書及び成果物等、文部科学省への提出物全てについて、個人情報を含めてはならない。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。